

同一労働同一賃金への対応の手引き

～同一労働同一賃金に対応するためにすべきこと～

同一労働同一賃金は2020年4月から施行されておりましたが、賞与や退職金、季節休暇等について、非正規社員と正社員の待遇差の不合理を争う判決が出ておりませんでした。これらの判決は、最高裁が非正規社員の待遇に関する一定の指針を示すという意味で、企業に与える影響は多大です。

10月15日にこれらの判決が言い渡されましたので、その判決を基に賞与や退職金等の見直し方を解説いたします。

また、中小企業には、2021年4月から同法が施行となりますので、ガイドライン、判例をふまえた基本給・諸手当・賞与の実務的な見直し方を解説いたします。ぜひご参加下さい。

日時	① 2020年11月26日（木） 14：00～15：30 ② 2020年12月 2日（水） 14：00～16：00				
申込締切	① 11月20日（金） ② 11月27日（金）	定員	原則 1企業 1名様	参加費	無料
申込方法	ご案内しましたメールに参加希望者の会社名、部署、氏名、メールアドレス、希望されるセミナーを記載し、返信して下さい				
お問い合わせ先	多田国際社会保険労務士事務所 担当：安居 TEL：03-5759-6340 メール：info@tk-sr.jp				

セミナー内容

※日程により、内容が変わりますのでご注意ください。

①最高裁判決と実務対応（2020年11月26日）

各裁判の概要と実務面での対応を解説します。

1. 大阪医科薬科大学・・・賞与の有無等
2. メトロコマース事件・・・退職金の有無等
3. 日本郵便東京・・・年末年始勤務手当・私傷病欠勤の有給・無給等
4. 日本郵便大阪・・・年末年始勤務手当・住居手当の有無等
5. 日本郵便佐賀・・・夏季・冬季特別休暇の有無



②同一労働同一賃金見直しの進め方（2020年12月2日）

1. パートタイム・有期雇用労働法の注意点
2. 均衡待遇と均等待遇・「職務の内容」「人材活用」「その他の事情」の同一性判断
3. 裁判例・ガイドラインと自社の手当の考え方
4. 就業規則の修正について

講師 笹原 公一

社会保険労務士

大学卒業後、人事部での20年以上の経験を経て多田国際社会保険労務士事務所に入所。人事労務問題に関するアドバイス業務を中心に、各種規程改定、人事コンサルティング等に従事している。国内企業に対する人事コンサルティングを担当しつつ、海外部門ではベトナムへの海外赴任に関するアドバイスを行っている。

※このセミナーはZOOMのウェビナーによるオンラインセミナーとなります。

ご連絡いただきましたメール宛に、開催日前日までにセミナーへのアクセスのご案内をお送りします。

なお、内容を一部変更することがあります。